



栃木県公報

平成31(2019)年
2月19日(火)
第3065号

目 次

告 示

- 軽油引取税免税証の無効..... 111
- 土地改良区定款変更の認可..... 111

公 告

- 開発行為の工事完了..... 111

教育委員会

- 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正..... 112
- 平成31(2019)年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日..... 113

告 示

栃木県告示第73号

次の軽油引取税免税証は、平成31(2019)年1月8日から無効とした。

平成31(2019)年2月19日

栃木県知事 福田 富 一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200円券	農業	A0730127491 及び A0730127492	2枚	H31(2019).1.1 ～ H31(2019).12.31	真岡市 (株)JAエル サポート	栃木県 真岡県税事務所	紛失

(税務課)

栃木県告示第74号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31(2019)年2月19日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	認可年月日
都賀町土地改良区	平成30(2018)年11月7日

(農地整備課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 2 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上郷字下河原121番	河内郡上三川町大字上三川4726番地 44ベルホームⅡB201	高 橋 元 春 高 橋 奈 津 子
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字中1688番1	宇都宮市石井町3414番地54門團空閑 110	齋 藤 都 史
下野市川中子字東原3328番23、3328番164、 3329番170、3329番792	鹿児島県いちき串木野市北浜町120 番地	今 田 正 博
下野市細谷字上宿596番9、596番10	鹿沼市西鹿沼町105番地21	藤 平 和 俊
下野市笹原字道金林268番2	下野市祇園五丁目15番地1ラピス C-201	渡 辺 歩 美 渡 辺 勇 一
下都賀郡壬生町大字藤井字清治久保1085番1、 1085番4、1085番5、1085番6、1085番9、 1085番10	宇都宮市針ヶ谷町685番地4	株式会社マック・ テック
下都賀郡壬生町大字壬生乙字下馬木西2845番1	下野市石橋528番地1カーサアリー ナ302	佐 藤 奈 々 佐 藤 翔
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1220番17	下都賀郡壬生町寿町1番16号	伊 藤 仁 伊 藤 一 樹
下都賀郡野木町大字佐川野字中妻1363番3	茨城県古河市女沼8番地5コーポひ まわりB-205号	前 澤 加 奈 恵 前 澤 翔 太
下都賀郡野木町大字南赤塚字矢畑1974番4の一 部、1974番9	下都賀郡野木町大字南赤塚1974番地 10	田 村 大 輔
下都賀郡野木町大字友沼字大境17番4	下都賀郡野木町大字丸林603番地15 サン・ヴィラージュ201号	瀬 戸 夏 月
下野市下坪山字相給新田1915番7、1915番8、 1915番10、1915番11、1915番12、1915番13の一 部、1915番14、1915番16、1915番17、1915番 18、1915番19、1918番6、1918番8	東京都港区白金一丁目17番1号	株式会社関本組

(都市計画課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第一号

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年二月十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 略</p> <p>二 栃木県立益子芳星高等学校</p> <p>三 栃木県立茂木高等学校</p> <p>四 略</p> <p>五 栃木県立黒羽高等学校</p> <p>六 栃木県立那須高等学校</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会告示第四号

平成31（2019）年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日を次のとおりとする。

ただし、真にやむを得ない事情のあるものについては、その都度行う。

平成31（2019）年2月19日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

- ・平成31（2019）年3月25日（月）
- ・平成31（2019）年4月10日（水）
- ・平成31（2019）年8月22日（木）

（学校教育課）